

池田ダム貯水池から発生した流木の有償引取者募集要領

1. 対象物件

池田ダム貯水池から引き上げられた流木 : 対象数量 : 約200空m3

※) 運搬車積載容積の数量

2. 引き渡しの条件

①引き渡し場所は、以下のとおりとする。

池田ダム：徳島県三好市池田町イタノ地内〔イタノ流木処理場〕

②引き取りに際し、機構は新たな加工は行う予定はないことから、現状渡しとする。

③流木の引き渡しに要する作業（引き渡し場所での切断、積込及び運搬等）は、引取希望者が実施するものとし、その費用は引取希望者が負担するものとする。

④機構は運搬車積載容積の数量にて、引き渡し数量の確認を行うものとする。

⑤集積してある山から必要なものだけ抜きとりしても構わないが、抜き取った後再度集積するものとする。

⑥根株等不要な部分は、切り落として引き渡し場所に集積して存置しても構わない。

⑦引き渡し後の不具合等の責任について、機構は一切を負わないものとする。

⑧不法投棄防止等の観点から、引き取り希望者は、書面【別紙1】により、引き渡し後の流木の利用計画（自己利用、加工しての販売等）を明らかにするものとする。また、実際の利用状況について、機構職員が確認を行う場合がある。

3. 現物の確認期間

流木の有償引取に先立ち、現地にて現物を確認することができる。

①確認期間：令和5年1月23日（月）～令和5年1月27日（金）9時～17時

②問合せ先：池田ダムの流木について

池田総合管理所第二管理課 三上もしくは梶尾

電話：0883-72-2050

③その他：現物確認を希望する者は、希望する日の前日17時までに、上記②まで電話による申し込みを行うこと。

4. 有償引取希望の聴取

流木の有償引取を希望する者については、書面【別紙2】により、希望する数量及び引取価格（単価）を記入し、【別紙1】と合わせて提出する。

- ①提出方法：持参、郵送又はFAX（押印があること）
- ②提出期間：令和5年1月23日（月）～令和5年1月27日（金）
17時まで（必着）
- ③提出先：徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1
（独）水資源機構池田総合管理所 総務課 森田、丸山
電話：0883-72-2050
FAX：0883-72-0727

5. 有償引取者の決定

有償引取希望者が複数の場合、最も高い引取総額（希望する数量に引取単価を乗じた額）を提示した者から優先して、有償引取者を決定するものとし、同額の場合はくじ引きで決定する。なお、有償引取者が決定した後、流木に残量があった場合には、次点の提示者へ残数量での引き渡しの可否について、協議のための連絡を行う。

6. 引き渡しの期間

有償引取者は、令和5年2月17日（金）までに搬出作業を終了させること。
なお、有償引取者が複数の場合、搬出作業の工程について別途調整を行う。

流木の搬出時期について、別途実施中の流木陸揚げ等作業との調整を行う場合がある。また、吉野川運動公園内が運搬経路に含まれるため、公園関係者と調整を行う場合がある。

7. その他

有償引取者の流木利用目的が木質バイオマス発電の燃料であり、再生可能エネルギー発電の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）を適用する場合、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）に則り、一般木質バイオマス証明する証明書を発行する予定である。そのため、該当する場合は【別紙1】具体的な事業概要の欄に、「一般木質バイオマス証明希望」と記載すること。

【別紙2】

令和5年 月 日

独立行政法人水資源機構

池田総合管理所長 岩本 浩 殿

住所：

氏名：

印

池田ダム貯水池から発生した流木に関する有償引取希望について

標記について、「池田ダム貯水池から発生した流木の有償引取者募集要領」に基づき、要領に記載された内容を遵守した上で、流木について有償引取を希望します。

ダム	引取物	希望する数量※1	引取単価(税込み)	引取総額(税込み)※2
池田ダム	流木	空m ³	円/空m ³	円

※1 全量希望の場合は200空m³と記入してください。

※2 希望する数量に引取単価(税込み)を乗じた額を記入してください。

【参考資料】

池田ダム イタノ流木処理場における流木仮置き場の現況写真
〈全景〉



流木仮置き状況（赤枠が対象）



池田ダム 流木引取場所（イタノ流木処理場）位置図



池田ダム 流木引取場所（イタノ流木処理場）案内図